

第 3 7 号議案

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 2 2 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	5	協定項目名	財産の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>財産については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>( 1 ) 田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の財産（権利及び義務を含む）は、すべて久留米市に引き継ぐ。</p> <p>    なお、基金については、基金設立の経緯等を勘案し、旧町地域に用途を限定した「地域振興基金（仮称）」を旧町ごとに設置する。</p> <p>( 2 ) 田主丸町船越財産区有財産、田主丸町東部財産区有財産、田主丸町西部財産区有財産は、各々の財産区有財産として久留米市に引き継ぐ。</p>			